

広報家畜衛生

平成28年2月4日 発行
徳島家畜保健衛生所
〒770-0045 徳島市南庄町5丁目
TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938
阿南支所 〒774-0013 阿南市日開野町谷田
TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225
家畜保健衛生所ホームページURL
<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2011110200042/>

今年も定期報告の時期になりました！

家畜伝染病予防法に基づき、毎年2月1日時点の「家畜の飼養状況」「飼養衛生管理状況」等について、報告をしていただいています。

当所では、先月より飼養衛生管理基準の遵守状況の立入検査を順次、行っていますのでその際に提出してください。

1. 定期報告書

家畜の所有者は2月1日現在の家畜の飼養状況（家畜の所有者、飼養頭数、畜舎数など）を記入してください。

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況

遵守状況について自己チェックしてください。

3. 添付書類

(1) 農場の平面図

畜舎の配置や、衛生管理区域の範囲、消毒設備の場所、畜舎ごとの飼養頭数、飼養密度など

※前回の写しを立入検査時に持参しますので、変わった点がなければ記入は不要です。変更点がある場合は、前回写しの図に追加記入してください。

(2) 埋却地の確保状況に関する書類

※これも、前回の写しを持参しますので、それを参考に記入してください。

4. 定期報告の重要性

万一、口蹄疫等家畜伝染病の発生があった場合、その被害は最小限にとどめなければなりません。そのためには、**家畜保健衛生所がどこでどのような家畜がどれくらい飼われているか、毎年、きちんと把握しておく必要があります。**

皆様にはご面倒をお掛けしますが、提出いただきますようお願いいたします。

今年の春節は2月8日です！

現在、中国、韓国を初めとする近隣諸国において、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等が**続発しています。**

これから春節を迎え、人や物の動きが一層激しくなると、家畜伝染病の侵入リスクが高まることが予想されます。畜産関係者は**発生地への渡航は控え、飼養衛生管理基準の厳守に努めてください。**

万一、海外旅行に行かれる際は、以下の点に留意してください。

- 畜産関係施設や生きた家きん等を売る市場へは立ち入らない。
- 帰国時にはお土産や個人消費用でも肉製品（牛肉・ビーフジャーキー・ソーセージ等）を持ち帰らない。
- 帰国後1週間は、必要がある場合を除き、畜舎に入らない。
- 海外で使用した衣服や靴を衛生管理区域に持ちこまない。万一持ち込む場合には洗浄、消毒等をしっかりに行なうこと。

◆◆家畜に異常を認めたら、直ちに当所に連絡ください◆◆

<連絡先> 徳島家畜保健衛生所 ☎088-631-8950
阿南支所 ☎0884-22-0304

家畜保健衛生所は、休日・夜間も24時間対応しております。